

香川県産木材認証制度のためのガイドライン

平成25年1月

香 川 県

香川県産木材認証制度のためのガイドライン

1 趣旨

本県の森林では、ヒノキ林が木造住宅の柱材などとして利用できる時期を迎えており、民間住宅や公共建築物などでの利用促進が望まれている。また、森林の持つ山地災害防止や水源かん養、二酸化炭素の吸収源などの公益的機能を持続的に発揮させる上でも、県産木材の利用を促進し、林業の再生を通じて森林整備の促進につなげていくことが重要となっている。

さらに、近年では、木材を含む商品に対して、消費者は安全で安心なものの購入を強く望むようになり、販売者は商品の生産者に対して、使用される原料の産地や品質の確保などを求めるようになってきている。

このような現状に対応するため、県内で生育した木材の産地と、加工された製品が一定の基準を満たした品質であることなどを証明する仕組みとして「香川県産木材認証制度」を創設し、ブランド化により、県内外での県産木材の利用をより一層促進するものである。

このガイドラインは、森林・林業・木材産業関係者が、「香川県産木材認証制度」に取り組むに当たって留意すべき事項等を取りまとめたものである。

なお、県は、木材産業関係者が県産木材を安定的に調達できるよう、搬出間伐などの施策を促進するとともに、日本農林規格（JAS）に基づく製材業者等の認定取得状況などを踏まえ、必要に応じて、このガイドラインを見直すものとする。

2 定義

本ガイドラインにおける用語の定義は、それぞれ次のとおりとする。

①合法的に伐採

森林に関する法令等に基づく手続きが適切になされたうえで伐採すること。

②産地認証

香川県内で生育したヒノキ・スギ等であり、かつ合法的に伐採された木材であることを証明すること。

③品質認証

産地認証された木材を加工した製品であり、かつ一定の基準を満たした品質・性能であることを証明すること。

3 香川県産木材の認証組織

香川県産木材の認証は、香川県森林組合連合会と社団法人香川県木材協会で構成する「香川県産木材認証制度運営協議会」（以下「協議会」という。）において、森林組合や製材業者等の事業者を「香川県産木材認証機関」（以下「認証機関」という。）に認定し、この認証機関が産地認証及び品質認証の証明書を発行して行うものとする。

4 認証機関の認定要件

協議会は、次の要件をすべて満たす事業者を認証機関に認定するものとする。

- ①香川県産木材又はこれを加工した製品（以下「県産木材又は加工製品」という。）と、それ以外を分別して保管する場所及びその管理方法が定められていること。
- ②管理簿等により、入荷及び在庫に関する情報を把握できること。
- ③認証に関する書類等を5年間保存すること。
- ④認証制度に関する責任者が1名以上選任されていること。

5 香川県産木材の認証方法

香川県産木材の認証方法は次のとおりとする。

(1) 産地認証

①認証機関は、認証した県産木材又は加工製品を出荷するときに、次の項目を記載した産地認証書（参考様式1）を発行するとともに、県産木材又は加工製品に産地表示を行うものとする。

- ア 樹種名
- イ 産地名
- ウ 品名（種類）
- エ 数量
- オ 認定機関番号

(2) 品質認証

①認証機関は、認証した加工製品を出荷するときに、目視検査に基づく次の項目を記載した品質認証書（参考様式2）を発行するとともに、加工製品に品質表示を行うものとする。

- ア 樹種名
- イ 産地名
- ウ 品名
- エ 数量
- オ 材面品質
- カ 寸法
- キ 乾燥方法
- ク 認定機関番号

②協議会は、住宅の施主などの加工製品を納入した者から、含水率認証申請書の提出があったときは、理化学検査に基づく含水率認証書（参考様式3）を発行するものとする。

6 香川県産木材の認証基準

香川県産木材の認証は、次の基準をすべて満たすときに行うものとする。

(1) 産地認証

- ①香川県内で生育したヒノキ・スギ等を合法的に伐採したことが、森林法に基づく「伐採及び伐採後の造林届出書」等で証明できること。
- ②上記①の県産木材又は加工製品であること。

(2) 品質認証

- ①産地認証された加工製品であること。
- ②別紙日本農林規格（JAS）の品質基準に準じて、協議会が別に定める「香川県産木材品質認証基準」に適合していること。

7 認証制度の運用検査

(1) 認証機関の検査

協議会は、産地認証の運用等が適正であるかを確認するため、原則として年1回、認証機関を検査するものとし、認証機関はこの検査の実施に協力しなければならない。

(2) 協議会の検査

県は、認証機関に対する運用検査等が適正であるかを確認するため、原則として年1回、協議会を検査するものとし、協議会はこの検査の実施に協力しなければならない。

8 認証機関の取消し

協議会は、認証機関が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。

- ①産地認証等の証明書や産地表示、品質表示に虚偽があったとき。
- ②認証機関が認定要件に適合しなくなったとき。

③認証機関から認定の取消申請があったとき。

附則

1 このガイドラインは、平成30年4月2日から施行する。

(別紙) 日本農林規格 (JAS) の品質基準

1 材面品質

区分		格付け及び基準		
		無節	上小節	小節・並
節		ないこと	①大きさ 長径が 10mm(生き節以外の節は 5mm)以下 ②個数 材長が 2m 未満のものは 3 個以内、材長が 2m 以上のものは 4 個 (木口の長辺が 210mm 以上のものにあつては 6 個) 以内	左欄 (無節・上小節) 以外のもの
腐朽、虫穴及び髓心		ないこと。	同左	軽微であること
割れ	貫通	木口	木口の長辺寸法以下	同左
	割れ	材面	ないこと	同左
	材面の短小割れ		割れの長さの合計が材長の 5%以下	割れの長さの合計が材長の 10%以下
曲がり	①木口の短辺及び木口の長辺が 75mm 以下のもの ②木口の長辺が 75mm を超え、かつ、木口の短辺が 30mm 以下のもの	0.5%以下	1.0%以下	同左
	上記以外のもの	0.2%以下	0.4%以下	同左
その他の欠点 (そり、ねじれ、変色、やにつぼ、かび等)		極めて軽微であること。	軽微であること。	同左

2 寸法

区分			基準		
			製品の寸法と測定した寸法との差		
木口	乾燥材 (仕上げ材)	75 未満	+1.0 mm	～	-0 mm
		75 以上	+1.5 mm	～	-0 mm
	乾燥材 (未仕上げ材)	75 未満	+1.0 mm	～	-0 mm
		75 以上	+1.5 mm	～	-0 mm
	未乾燥材 (構造材、造作材)	75 未満	+2.0 mm	～	-0 mm
		75 以上	+3.0 mm	～	-0 mm
未乾燥材 (下地材)			+制限なし	～	-0 mm
材長			+制限なし	～	-0 mm

乾燥材 (仕上げ材) のうち、含水率が 15%以下のものについては、同表の「-0mm」を「-0.5mm」とする。

3 含水率 (人工乾燥材)

区分	基準
15%以下	15%以下
20%以下	15%超～20%以下
25%以下	20%超～25%以下

(参考様式1)

香 川 県 産 木 材 産 地 認 証 書

平成 年 月 日

殿

高松市

香川県産木材認証制度運営協議会
会 長

印

認定機関番号

納品する木材は、香川県内で生育し、合法的に伐採された香川県産木材であることを下記のとおり証明します。

記

1 樹種名及び林齢

2 産地名

3 品名（種類）

4 数量
別添納品書のとおり

(参考様式2)

香川県産木材品質認証書

平成 年 月 日

殿

高松市

香川県産木材認証制度運営協議会
会 長

印

認定機関番号

納品する木材製品は、香川県内で生育し、合法的に伐採された香川県産木材を使用した製品であり、当協議会の「香川県産木材品質認証基準」に適合していることを下記のとおり証明します。

記

1 樹種名及び林齢

2 産地名

3 品名

4 数量

別添納品書のとおり

5 品質

(1) 材面品質

(2) 寸法

(3) 乾燥方法

(参考様式3)

香川県産木材含水率認証書

平成 年 月 日

殿

高松市

香川県産木材認証制度運営協議会
会 長

印

平成 年 月 日付けで申請のありました香川県産木材含水率認証申請については、含水率が下記のとおりであることを証明します。

記

- 1 検査方法
- 2 検査品名（人工乾燥材・天然乾燥材）
- 3 検査結果
含水率 %以下
- 4 試料別含水率

番号	含水率	検査日
試料 1	%	平成 年 月 日
試料 2	%	平成 年 月 日
試料 3	%	平成 年 月 日
試料 4	%	平成 年 月 日
試料 5	%	平成 年 月 日